

平成 31 年度 地域産業緊急需要創出事業補助金 の事業提案募集のお知らせ

1 事業目的

原材料価格の高騰や内需低迷等、経営状況の悪化に苦しむ製造業を営む小規模事業者（注1）等の受注確保を図り、需要創出を図るために、企業グループが取り組む、①展示会・販売会等への出展、新製品開発、技術指導・助言などで効果的な事業、商工団体、事業協同組合等が取り組む、②買換時に多額の処分経費が発生する等のため①の取組では販路拡大が困難な県産品の需要を創出する事業に対して、その経費の一部を補助する。

ただし、原材料価格の高騰や内需低迷の影響は、新潟県内における鉱工業品の生産に伴うものに限る。

注1：小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第5項に定める「常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については5人）以下の事業者」とします。

2 事業の概要

補助対象事業・対象者	<p>① 提案公募事業</p> <p>新潟県内で鉱工業製品の生産を行う複数の事業者から構成される企業グループ（注2）が行う新たな販路の拡大、アドバイザーの活用、展示会・見本市への共同出展、市場調査や地場産品のテスト販売等の取組（注3）とする。</p> <p>なお、事業実施にあたって、新潟県内の商工会議所、商工会、事業協同組合等（注4）、産業支援団体（注5）による支援（資金管理や事業計画書等の作成）は可能</p> <p>《取組事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 海外展開など新たな販路拡大のための取組 ● 展示会・見本市への小規模事業者等による共同出展、新製品の試作 ● 販路開拓を行う専門アドバイザーの活用 など <p>② 買換需要創出事業</p> <p>県産品のうち、高額（100万円／件以上（※1））かつ買換時に多額の処分経費（10万円／件以上）が発生するために販売促進が容易でない等、上記①の事業区分による支援では販路拡大が困難なものを対象とし、買換需要を創出（※2）することで、経営が悪化している地場産業の中小企業の受注確保を図る取組（注3）とする。</p> <p>補助対象者は、新潟県内の商工会議所、商工会、事業協同組合等（注4）、産業支援団体（注5）とする。</p> <p>※1 一般消費者への製品の販売価格及び設置に係る経費とする。</p> <p>※2 対象は、新潟県産の工業製品で、かつ生活の用に供するものとする。</p> <p>いずれも、受注確保や売上高の回復のために本事業の取組みの必要性和効果が高い者を対象とします。</p>
事業提案	<ul style="list-style-type: none"> ・事業提案できる数は、1団体あたり1件とします。（注6） ・事業提案の提出方法については、3ページ目をご覧ください。

補助率	<p>① 提案公募事業</p> <p>1 / 2以内。ただし、参加事業者数が10者以上かつ製造業である小規模事業者数が半数以上の場合は、2 / 3以内</p> <p>補助金額は1団体あたり5,000千円以内。</p> <p>② 買換需要創出事業</p> <p>10 / 10。ただし、補助対象者が買換販売・処分する企業へ交付できる額は、処分費用の1 / 2以内とし、買換1件あたりの上限額を100千円とする。</p> <p>※いずれの事業区分も予算の範囲内で調整を行うことがあります。</p>
事業期間	<p>交付決定の日から平成32年3月31日まで</p> <p>交付決定日より前に着手した事業は対象となりません。</p>

注2：中小企業グループには、県内に本社を置く中小企業基本法第2条に規定する中小企業者4者以上が参加するものとします。

注3：本事業とは別に、国又は新潟県（公益財団法人にいがた産業創造機構を含む）から補助金等が支出されている事業は、本事業の対象外とします。

注4：事業協同組合等とは、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項第1号、第2号、第7号及び第8号に規定する事業協同組合、事業協同小組合、協業組合、商工組合とします。

注5：旧民法第34条に基づき設立された特例民法法人のほか、一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人のうち、産業振興を目的とする法人及び特定非営利活動促進法により設立された特定非営利活動法人（いわゆるNPO法人）のうち、地域経済の活性化を活動分野とする法人とします。

注6：一つの事業者が複数の補助対象者の事業に参加する場合は、提案内容が明らかに異なる場合にのみ、それぞれの事業にかかる当該事業者分の経費を補助対象経費として認めます。

3 補助対象経費（注7）

① 提案公募事業

経費区分	内 容
旅 費	アテンド職員旅費、アドバイザー等の費用弁償旅費等
会場借上料	会場賃借料、ブース賃借料、展示会等出展負担金等
機械施設借上料	生産機械、施設の賃借料等
会場整備費	会場設営、装飾費、関連委託料等
通信運搬費	顧客DM発送料、電話料、運送費等
印刷製本費	ポスター、商品パンフレット等広告宣伝用を含む印刷費
謝 金	アドバイザー等への謝金
委 託 料	アドバイザー等への委託料、展示会出展に関連する委託費
試作・改良費	新製品の試作費（補助対象経費の1 / 2を上限）
臨時職員給与費	展示会、市場調査におけるアルバイト賃金
その他特に必要と認める経費	内容については、事前に協議すること。

注7：上記の補助対象経費は例示であり、小規模事業者の需要創出につながる取組であれば、特に用途を限定しませんが、販売目的の製品の製造に係る費用、既存従業員の人件費充当、販売会の実施に伴う値引き相当額への充当、生産用機械設備の購入費等のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費は、補助対象外とします。

② 買換需要創出事業

経費区分	内 容
処分経費	買換前の製品の処分経費（撤去費、処分費、運搬費等）

4 応募手続きの概要

(1) 事業提案

要綱で定める別記第1号様式の別紙1「地域産業緊急需要創出事業 事業計画書」（申請書部分は不要）を、提案公募事業については平成31年4月15日（月）まで、買換需要創出事業については平成31年4月8日（月）までに、下記7～1部提出してください。

事業計画書には、様式に沿って、原材料価格高騰等の影響、事業実施の必要性、事業に参加する企業等の状況等を記載するとともに、事業の目標（売上高は必須）を必ず設定してください。

また、その他必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

《お願い》事業計画書の提出を検討している場合は、事前に事業概要等を連絡願います。

(2) 評価・審査、申請手続き（5事業採択までの流れ 参照）

提出された事業計画書は、外部有識者等で構成される審査会において、ヒアリングを行い、次の基準により評価及び審査を行います。

〔基準〕

事業効果を高める工夫を凝らした新しい取組や時勢を捉えた取組を優先的に支援します。

- 目標（目標受注額、その他期待される成果や効果の内容）
- 事業の必要性・緊急性・即効性
- 取組内容と目的達成のための工夫
- 参加する中小企業者数、小規模事業者の割合及び産地内への波及

※ 継続した取組の場合は上記に加え、以下の①又は②も評価の基準となります。

- ① これまでの取組結果を踏まえた戦略を立てるなど、ステップアップした内容となっているか
- ② 継続して取り組むことにより、実績が着実に伸びてきており、更なる伸びが期待できる内容となっているか（実績の伸びの客観的な説明が必要）

その後、審査会の評価結果を踏まえ、採否を通知します。

(3) 採択後の手続きについて

採択となった事業提案者につきましては、別途指示する期限までに要綱に基づく補助金交付申請書を提出していただきます。

なお、事業着手は、補助金交付申請書の審査の後、交付決定通知を事業提案者宛てに送付しますが、この交付決定日より前に着手した事業は対象外となります。ご注意ください。

また、補助率が1/2を超え2/3以内で交付決定を受けた場合で、参加事業者のうち製造業である小規模事業者数が半数未満、又は参加事業者数が10者未満となった場合は、補助金額が減額となりますので要綱に基づく変更承認申請を速やかに提出してください。

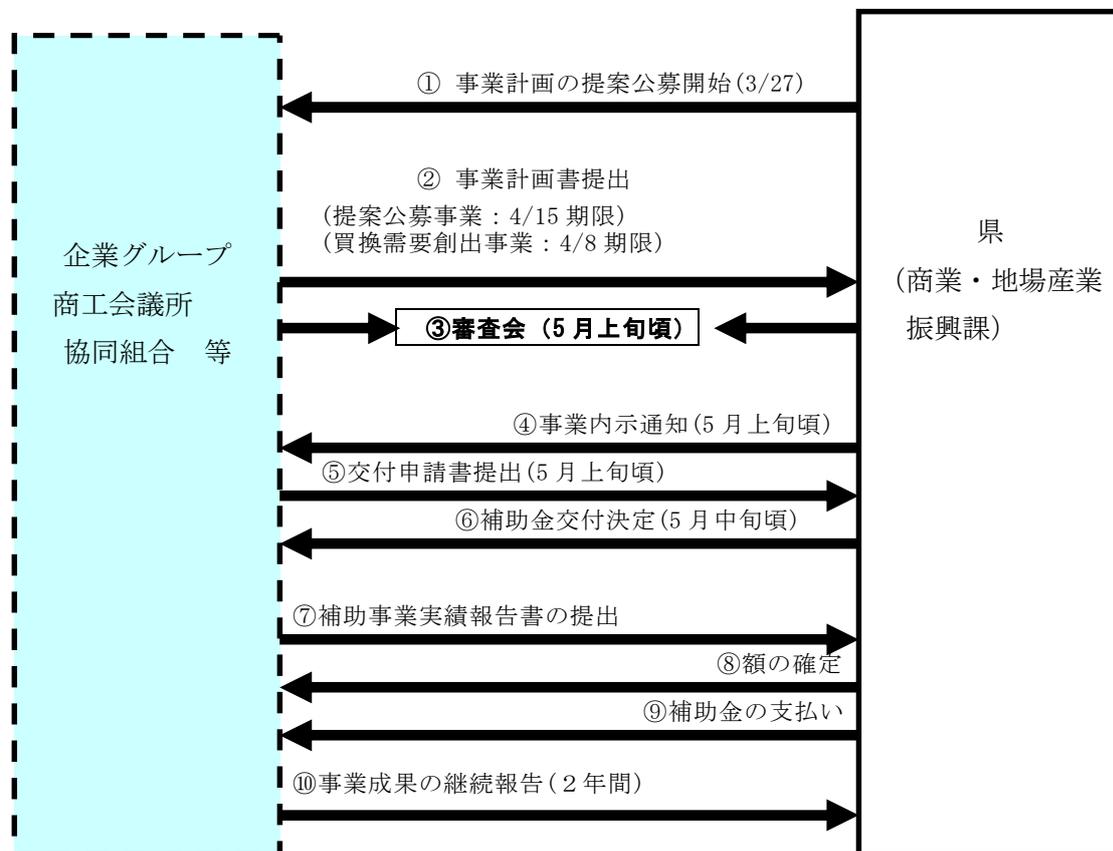
一方、補助率が1/2以内で交付決定を受けた場合で、参加事業者のうち製造業である小規模事業者数が半数以上かつ参加事業者数が10者以上となった場合であっても、原則として補助金額は増額しません。

(4) その他

採択事業は事前公表し、事後に報告会を開催します。

また、補助事業完了後、2年間は目標の進捗、達成状況を報告していただく必要があります。

5 補助事業採択等の流れ



6 事業計画書応募締め切り (上記② 事業計画書の提出期限)

・提案公募事業：平成30年4月15日(月)必着

・買換需要創出事業：平成30年4月8日(月)必着

「7お問い合わせ、事業計画書等の提出先」へ提出してください。

持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで(土、日曜日及び祝日を除く)です。

7 お問い合わせ、事業計画書等の提出先

950-8570 新潟市中央区新光町4-1

新潟県 産業労働部 商業・地場産業振興課 地場産業振興室

TEL 025-280-5243 FAX 025-280-5278

E-mail ngt050020@pref.niigata.lg.jp